岡山県美咲町立旭小学校・中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月 策定

いじめに関する現状と課題

下記のような実態があることから、いじめに関するアンケート調査や日常の様子の観察などより児童生徒の人間関係を把握し、情報の共有に努めている

- ・友達に対しての冷やかしの声やちょっかいがある
- ・相手の立場や気持ちを思いやることができていない場面があり、他人に迷惑をかけることがある
- ·SNSをコミュニケーションツールとして利用している児童生徒がいる

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- (1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努め、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す
- (2)児童生徒の豊かな情操と道徳心、自己有用感を高め、すべての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図る
- (3)いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら組織的に指導にあたる
- (4)定期的にアンケートを取り個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める
- 〈重点となる取組〉

①

- ・いじめ対策委員会の計画的実施(定期的に行ういじめについてのアンケートを基に児童の個々を取り巻く問題に組織的に対応する。その際、SCにも入ってもらい多角的な視点から児童生徒理解に努める)
- ・児童生徒に対し心のアンケートを定期的に行い、児童生徒の変化や訴えを素早く把握し、いじめの早期発見に努める
- ・いじめ防止集会やいじめを考える週間の実施を中心とし、学校全体でいじめは許さないという一貫した雰囲気を築く

・集団アセスメントを実施し、結果の検討を行い、改善方法を考え、実施する 保護者・地域との連携 学 校 関係機関等との連携 <連携の内容> <連携機関名> ·町教育委員会 <連携の内容> じ 対 策 委 会 l, め 員 (1)学校基本方針を学校のHPで公開するとと ・重大な被害や欠席を余儀なくされる疑いが もに、PTA総会で説明し、学校のいじめ問題へ ある事態が生じた際に報告、その後の対策に <対策委員会の役割> の取組について保護者の理解を得る ついて相談する。 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・ (2)PTA研修会等を活用したいじめ問題につ 検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対 <学校側の窓口> ·校長、教頭 いての意見交換や協議の場を設定し、取組の <対策委員会の開催時期> 改善に生かす ・年間3回(学期ごと)と必要があれば随時 <連携機関名> ·美咲警察署 (3)子どもの寂しさやストレスに気付くことがで ・犯罪行為と取り扱われるべきものと認められる <対策委員会の内容の教職員への伝達> きるよう、親としての子育てへ積極的参加を啓 ・職員会議、緊急時は朝礼 場合は、所轄の警察署と連携して対処する。 発し、いじめの未然防止、早期発見、解消につ いて有機的連携を図る <構成メンバー> <学校側の窓口> ·生徒指導担当、教頭 (4)ネットモラルやSNSの危険性の啓発と協力 ・校外 をお願いする <連携機関名> ·旭学園地域学校協働本部 スクールカウンセラー、(スクールソーシャルワーカー) スクールソーシャルパートナー、PTA会長 ·学校運営協議会 ・地域での家庭生活における支援に関わる情報 ・校内 (1)三世代交流等の地域の活動を通して、子 校長、教頭、生徒指導、教育相談、養護教諭 共有、相談等について主任児童委員と連携を どもの様子を知ってもらう 図る (2)子どもたちへの積極的なあいさつと声かけ <学校側の窓口> ·生徒指導担当、教頭 全 教 員 を依頼する

学校が実施する取組

- 人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する
- (1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して生活習慣、規範意識、情報モラルや集団の在り方等についての学習を深める
- め (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する
- の (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う
- 防 (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る
- 止 (6)様々な事情、背景のあるいじめに関する職員研修を行う
- ② 学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める
- 早 (Ⅰ) 児童生徒の声に耳を傾ける(アンケート調査、生活ノート、教育相談など)
 - (2) 児童生徒の行動を注視する(ネットパトロール、日常生活・休憩時間等)
- (3) 保護者と情報を共有する(手紙・通信・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- 見 (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する(情報共有等・行動連携)
- ③ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、学校全体で組織的に対応する
- い (1) いじめをより積極的に認知し、いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う
- じ (2) 全職員の共通理解のもと、指導方針を決定し、組織的に指導にあたり100%の解消に取り組む
- め (3) 事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する
 - (4) いじめた児童生徒には、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う
- の (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめに対しては、教育委員会や警察等と連携して対処する
- 対 (6) いじめに係る行為(被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為)が少なくとも3ヶ月続いていないこと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- 処 等をもっていじめの解消とし、解消後も経過を観察しながら、保護者と継続的な連絡を行い、再発防止に努める